

第4期 第2回

冷凍空調規格委員会 議事録

1. 日時：平成28年7月25日(月) 15:00～17:00
2. 場所：高圧ガス保安協会 第1会議室
3. 出席者（順不同、敬称略）
委員長：功刀
副委員長：小口
委員：松尾、福田、伊藤、辻、松浦、古田、澤柳、新津、小田、堀部、樋爪
KHK：國友、小山田、飯沼、藤井、鈴木
4. 配付資料
 - 資料1 冷凍空調規格委員会委員名簿
 - 資料2 平成27年度 第1回 議事録（案）
 - 資料3 技術基準整備3ヶ年計画（平成28～30年度）（案）
 - 資料4 保安検査基準(KHKS0850-4)、定期自主検査指針(KHKS1850-4)の見直し(案)
 - 資料4-1 冷凍教育検査事務所より寄せられた KHKS 0850-4 改正の提案
 - 資料4-2 保安検査基準（KHKS 0850-4）冷凍保安規則関係の新旧対照表（案）
 - 資料4-3 定期自主検査指針（KHKS 1850-4）冷凍保安規則関係の新旧対照表（案）
 - 資料4-4 保安検査基準（KHKS 0850-4）冷凍保安規則関係の改正案
 - 資料4-5 定期自主検査指針（KHKS 1850-4）冷凍保安規則関係の改正案
 - 資料5 冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1、2、3)の見直し（案）
 - 資料5-1 冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1)の新旧対照表（案）
 - 資料5-2 冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-2)の新旧対照表（案）
 - 資料5-3 冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1)の改正案
 - 資料5-4 冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-2)の改正案
 - 資料6 危害予防規程等（KHKS 1300 シリーズ）の改正について（報告）
 - 資料6-1 危害予防規程の指針(KHKS 1301)の新旧対照表（報告）

資料 6-2 南海トラフ地震防災規定の指針(KHKS 1303)の新旧対照表 (報告)

資料 6-3 保安教育計画の指針(KHKS 1305)の新旧対照表 (報告)

資料 6-4 危害予防規程の指針(KHKS 1301) (報告)

資料 6-5 南海トラフ地震防災規定の指針(KHKS 1303) (報告)

資料 6-6 保安教育計画の指針(KHKS 1305) (報告)

資料 7 冷凍機器溶接士について

5. 定数報告

事務局から、委員出席者数は 13 名であり、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数を満足する旨の報告があった。

また、松浦委員の所属に変更があったため、資料 1 の冷凍空調規格委員会委員名簿を修正する旨の報告があった。

6. 議案

(1) 前回議事録 (案) の確認について

資料 2 について、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成 (13 名) により可決された。

(2) 技術基準整備 3 ヶ年計画 (平成 28~30 年度) (案) について

事務局から資料 3 に基づき、保安検査基準、定期自主検査指針関係、危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係、冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-1、2 及び 3)に係る 3 ヶ年計画の説明の後、以下の質疑応答があった。

・平成 30 年度に技術基準の見直しを行う計画はないのか。

→現時点では見直しを行う計画はない。

・R32 等に関する省令改正のタイミングにより、冷凍空調装置の施設基準の改正が平成 30 年度に行われる可能性があるのではないか。

→ご指摘のとおり、省令改正のタイミングによっては、平成 30 年度に改正が行われることもあり得るが、この場合には、次年度に計画案を見直すこととしたい。

この後、技術基準整備 3 ヶ年計画案について、挙手による採決を行い、

出席委員全員の賛成（13名）により可決された。

(3) 保安検査基準(KHKS 0850-4)及び定期自主検査指針(KHKS 1850-4)の見直し(案)について

事務局から資料 4~4-5 に基づき、保安検査基準及び定期自主検査指針の見直しについて説明の後、以下の質疑応答があった。

- ・ユニット型設備の検査方法において、メーカーの立ち会いの下、検査を行うことが望ましい旨を解説に記述した理由は何か。
→ユニット型設備の検査において、パネルの取り外しをメーカーが禁止している場合に対応するためである。
- ・ユニット型設備のパネルの取り外しは誰が行うのか。
→保安検査時にメーカーがユーザに呼ばれて立ち会い、パネルを外す例もある。しかし、メーカーが来られない場合、パネルを外して良いかどうか検査員が迷うことがある。
→検査員がパネルを開けて検査することはある。パネルを開けにくい設備も中にはあり、検査員が適切な検査を行えるようにするために、メーカー立ち会いの下、検査を行うことが望ましいと解説に追加した。
- ・望ましいとの記載があると、強制的になるのではないか。
→記載箇所が本文ではなく解説に記載しているため、必ず立ち会いをしなければならない訳ではない。必要に応じて、立ち会うことが望ましいという趣旨で記載した。
- ・ユニット型の設備に限定する必要があるのか。
→ユニット型の設備に限定する必要はない。
- ・ユニット型設備の検査方法において、パネルの取り外しはメーカーに限らず、保守点検業者や設置事業者でもできる。
- ・ユニット型設備の日常点検はどのように実施しているのか。
→保安検査、定期自主検査の見直しに関する議論と異なるが、日常点検の

詳細な点検項目や方法は、法律上定められていない。実際はパネルを取り外さずに実施しているケースが多い。メーカーが作成している日常点検の推奨の記録様式があり、圧力や流量を記録し、大きな変位がないことを確認している例がある。

以上の議論を踏まえ、解説 4.2 を『4.2 製造設備の検査方法において製造設備においては、必要に応じて取り扱い説明書等に従って、保守点検業者、工事会社等と十分に相談のうえ、各検査項目について検査を行うことが望ましい』に修正することとした。

・安全弁の検査において、吹き止まり圧力の記録を要求することはできないのか。

→吹き止まり圧力を記録するのは一般的ではあるが、例示基準では要求されていない。例示基準以上の検査方法を規定するためには、別の場での検討が必要と考えられる。一般則、コンビ則等のKHK Sを確認し、その結果を踏まえ検討したい。

・資料 4-1 の No19 の改正の提案について、R-134a は第一グループであるが、提案の R-134a/R-245fa は混合冷媒を指すのか。

→改正の提案は原文のまま記載している。

委員会後、提案のあった冷凍検査事務所に、R-134a/R-245fa について確認したところ、混合冷媒であると回答があったので、その旨を追記することとした。

この後、保安検査基準は確認とすること及び定期自主検査指針の改正に関する書面投票を実施することについて、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成（13名）により可決された。

(4) 冷凍空調装置の施設基準(KHK S0302-1、2 及び 3)の見直し（案）について

事務局から資料 5~5-4 に基づき、冷凍空調装置の施設基準の見直しについて説明し、冷凍空調装置の施設基準検討分科会主査の福田委員より補足説明の後、以下の質疑応答があった。

- ・省令改正が行われた後の冷凍空調装置の施設基準の見直しスケジュールはどのような計画となっているのか。

→省令改正等が整い次第、分科会で見直しの方向性について検討する。

- ・KHKS 0302-1 及び 2 の改正案について、解説表 3 - 加害性の区分 (safety group) が英文表記となっているのはなぜか。

→ISO817 : 2014 の safety group をそのまま引用している。

→日本規格協会が邦訳版を発行しているのではどうか。

委員会後、邦訳版は発行されていないことが確認されたため、原案どおり英文表記とすることとした。

この後、冷凍空調装置の施設基準(KHKS0302-1 及び 2)の改正に関する書面投票を実施することについて、挙手による採決を行い、出席委員全員の賛成 (13 名) により可決された。

7. 報告

事務局から資料 6~資料 6-6 に基づき、危害予防規程の指針、保安教育計画の指針等(KHKS 1301~5)の見直しについて報告した。

8. その他

事務局から資料 7 に基づき、冷凍機器溶接士について説明した。

次回委員会日時については、省令改正等に伴う改正案の方向性が整った時、パブリックコメントへの対応が必要になった場合等、必要に応じて事務局より連絡する。

以上